# 総合事業開始に伴う定款変更について

本市では、平成29年4月1日より「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)」 を開始します。

よって、総合事業を実施する事業者におかれましては、法人の定款に事業目的の記載が必要となりますので、**平成30年4月まで**に、以下のとおり対応をお願いします。

なお、本件にかかる定款の変更による変更届出書の提出は**不要**です。

## 対象

総合事業(みなし指定を含む)を実施する事業者

### 定款の記載例

- ●介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- ●介護保険法に基づく第1号事業
- ●介護保険法に基づく第1号訪問事業
- ●介護保険法に基づく第1号通所事業
- ●介護保険法に基づく第1号訪問事業及び第1号通所事業
- \*現行定款の目的に「老人居宅生活支援事業」に関する文言が記載されている場合は、総合事業の 第1号訪問事業が含まれますので、定款の変更は**不要**です。
- \*現行定款の目的に「老人デイサービス事業」又は「老人デイサービスセンター」に関する文言が 記載されている場合は、総合事業の第1号通所事業が含まれますので、定款の変更は**不要**です。
- \*社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人におかれましては、**定款変更の決議を行う前に、** 必ず所管部署にてご確認をお願いします。

介護予防の指定は平成 30 年 3 月 31 日をもって失効しますが、平成 29 年 4 月 1 日から全ての利用者が総合事業へ移行するものではありません。当面の間、介護予防訪問介護 及び介護予防通所介護に関する事業目的の記載は、削除しないようご注意ください。

#### 総合事業全般の問い合わせ先

健康部長寿社会推進室 地域連携グループ TEL | 072-841-1221 (代表) FAX | 072-844-0315

#### 第1号訪問・通所事業の指定等の問い合わせ先

福祉部福祉指導監査課 介護事業者グループ TEL | 072-841-1468 (直通) FAX | 072-841-1322